

しなの鉄道をご利用のお客さまへ

1. 新型コロナウイルスによる感染症に伴う、きっぷの取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大の影響でご旅行を見合わせるお客さまに対しては、以下のとおり、きっぷの払いもどしをいたしますので、お客さまセンター（0268-21-3470）もしくは駅窓口へご相談ください。

以下の乗車券については、次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、無手数料にて払いもどしをいたします。

(1) 対象となる乗車券

普通乗車券、企画乗車券、団体乗車券

(2) 対象となるお客さま

ア. 外務省による新型コロナウイルスに関する渡航中止勧告又は退避勧告の発出を事由にご旅行を見合わせるお客さま

イ. 新型コロナウイルスの罹患に伴い、ご旅行を見合わせるお客さま

ウ. 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベントなどが中止、延期又は規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせるお客さま

エ. 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせるお客さま

本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する手数料相当額の返金はいたしかねます。

2. 通学定期乗車券の払い戻しについて

新型コロナウイルス感染拡大防止により通学先の学校が休校となったため、通学定期券を払いもどしされるお客さまについては、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1ヵ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合は対象外となります。

この取扱いは当該通学定期券のご購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。

※ 大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券については、通常どおり駅窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

しなの鉄道株式会社